

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第7号

平成28年第2回（7月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月27日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 平成28年7月6日（水）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	松	岡	高	志	議員	2番	小	野	潔	議員		
3番	稲	葉	剛	治	議員	4番	遠	藤	義	法	議員	
5番	吉	川	敏	幸	議員	6番	伊	藤	正	勝	議員	
7番	山	崎	隆	一	郎	議員	8番	平	野	千	穂	議員
9番	長	谷	川	真	也	議員						

不応招議員（なし）

平成28年第2回（7月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年7月6日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 選挙第2号 議長の選挙
- 日程第 2 指定第2号 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 第11号議案 監査委員の選任について
- 日程第 9 第12号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	松岡高志	議員	2番	小野潔	議員
3番	稲葉剛治	議員	4番	遠藤義法	議員
5番	吉川敏幸	議員	6番	伊藤正勝	議員
7番	山崎隆一郎	議員	8番	平野千穂	議員
9番	長谷川真也	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	中原恵人
副管理者	会田重雄
消防長	酒井誠
次長	地引二郎
予防課長	戸井田勉
警防課長	黒田信浩
吉川消防署長	鈴木克巳
松伏消防署長	伊藤嘉則

本会議に出席した事務局職員

書記長	小池稔
書記次長	植竹敬一郎
書記	麻生悠樹

○伊藤正勝副議長 皆様、おはようございます。消防組合議会の副議長の職を務めさせていただいております伊藤正勝でございます。

議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。議長が決定されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、議長の職務を務めさせていただきます。



◎議員の紹介

○伊藤正勝副議長 本議会前に、松伏町選出議員の任期満了に伴う改選によりまして、新たに当選人がありましたので、ご報告申し上げます。

平成28年4月20日に行われました松伏町議会臨時会におきまして、当消防組合議会議員にご当選になりました議員をご紹介します。

松岡高志議員、山崎隆一郎議員、平野千穂議員、長谷川真也議員でございます。

それでは、選出されました議員の皆様より自席にてご挨拶を賜りたいと思います。

最初に、松岡高志議員、お願いします。

○松岡高志議員 おはようございます。松伏町議会より選出されました松岡高志です。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤正勝副議長 次に、平野千穂議員です。

○平野千穂議員 おはようございます。平野千穂です。

議員としても1年生ですので、防犯等、いろいろとお勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤正勝副議長 次に、山崎隆一郎議員です。

○山崎隆一郎議員 おはようございます。山崎です。

私も議員1年生ということで、勉強して頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤正勝副議長 次に、長谷川真也議員。

○長谷川真也議員 8年前にこの消防議会でお世話になった以来の、8年ぶりです。長谷川真也です。よろしくお願いいたします。

○伊藤正勝副議長 大変ありがとうございました。



◎開会の宣告

(午前 9時32分)

- 伊藤正勝副議長 それでは、ただいまの出席議員は全員であります。これにより、平成28年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。



◎仮議席の指定

- 伊藤正勝副議長 仮議席の指定をいたします。
議事の進行上、松伏町から新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。



◎議事日程の報告

- 伊藤正勝副議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



◎議長の選挙

- 伊藤正勝副議長 日程第1、選挙第2号 議長の選挙につきまして議題といたします。
これより議長の選挙を行います。
選挙の方法は、指名推選、投票、いずれの方法にいたしましょうか、お諮りいたします。
〔「指名推選」と言う人あり〕
- 伊藤正勝副議長 指名推選というお声がありました。そのように決定してよろしいですか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 伊藤正勝副議長 異議なしということですので、それでは、選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 伊藤正勝副議長 ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○伊藤正勝副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定しました。

指名いたします。

議長に長谷川真也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました長谷川真也議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○伊藤正勝副議長 ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第31条第2項の規定によりまして、長谷川真也議員が吉川松伏消防組合議会議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは、議長に就任されました長谷川議長より自席にてご挨拶を賜りたいと存じます。

○長谷川真也議員 今、副議長の推選で議長に就任しました長谷川です。よろしくお願ひします。

今後、吉川市、松伏町の消防議会の円滑な運営をしていきたいと思ひますので、皆さん、ご協力お願ひします。

以上です。

○伊藤正勝副議長 ありがとうございます。

それでは、議事進行を交代いたしますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時37分

〔副議長、議長と交代〕

○長谷川真也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議席の指定

○長谷川真也議長 日程第2、指定第2号 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長が定めることになっておりますので、議席を指定いたします。

新議員の議席番号と氏名を事務局に朗読いたさせます。

○小池 稔書記長 議長の命により朗読いたします。

1 番、松岡高志議員、7 番、山崎隆一郎議員、8 番、平野千穂議員、9 番、長谷川真也議員。
以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○長谷川真也議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により

6 番 伊 藤 正 勝 議員

7 番 山 崎 隆一郎 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○長谷川真也議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○長谷川真也議長 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成27年12月から平成28年3月までの出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に管理者より提出された議案の件名につきましては、お手元に議案目録の写しを配付してありますので、朗読を省略いたします。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○長谷川真也議長 日程第6、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、平成28年第2回吉川松伏消防組合議会定例会に際しましてご出席を賜りまして、深く感謝申し上げます。次第でございます。

それでは、早速ではございますが、3点の行政報告をさせていただきます。初めに、松伏消防署に配備予定でございます水槽付消防ポンプ自動車についてご報告をいたします。当車両におきましては、平成28年7月5日に納車となりまして、隊員の各種操作訓練を踏まえ、7月27日に運用開始を予定しております。本日、議会終了後に当吉川消防署にて展示を行いますので、お時間のある議員の方はぜひごらんになっていただければと思います。

2点目、携帯型デジタル無線受令機の配備についてご報告をさせていただきます。平成28年6月1日に消防救急アナログ無線から消防救急デジタル無線への完全移行となり、より迅速な災害情報の収集などを目的といたしまして、吉川市消防団、松伏町消防団に携帯型デジタル無線受令機の配備を行いました。配備状況につきましては、両団長、副団長を含めました副分団長以上の方に、吉川市消防団は30機、松伏町消防団は17機を配備いたしました。携帯型の受令機を導入することで、在宅中や移動中などの状況におきましても、より迅速な災害情報の収集や災害状況の把握が可能となりましたので、災害出動する際におきましても多大なる効果が期待されるところでございます。

次に、3点目、一般財団法人全国消防協会が主催し、毎年8月に行われております全国消防救助技術大会についてご報告をさせていただきます。この大会は、救助技術の高度化に必要な基本的要素を練磨することを通じ、全国の消防救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて全国市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的としております。

当消防組合では、全国消防救助技術大会出場に向け、基本計画及び実施計画を策定し、個人種目となる基礎訓練に隊員6名、団体種目となる連携訓練に選抜4チームを選定し、本年1月から非番日の午前中に訓練を実施してまいりました。本年5月13日に行われました埼玉県東部地区大会では、参加隊員の半数に当たる隊員3名及び選抜2チームが上位入賞いたしました。6月11日に行われました埼玉県大会では、ロープブリッジ救出の1チームが上位入賞し、7月13日に神奈川県で行われる関東地区大会への出場が決定いたしました。本年は、ぜひとも全国大会へ出場を果たし、当消防組合の消防救助技術の高さ、力強さをアピールしてまいりたいと私も期待をしているところでござ

います。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

○長谷川真也議長 日程第7、一般質問を行います。

通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質問を許可いたします。

○6番 伊藤正勝議員 伊藤でございます。一般質問をいたします。

東日本大震災、大災害から5年余りがたちました。今度は、九州・熊本での大きな地震が発生いたしました。異常気象、地殻変動、天変地異、各種の災害と向き合う、その最前線で任務を果たしています関係の皆さん、消防関係、水防関係の皆さんに改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

この吉川松伏消防組合が発足したのは、昭和46年、1971年のことでございます。消防議会は、この年の6月に初めて開かれております。ことしは45年の節目ということでもあります。吉川と松伏、この2つの自治体が一部事務組合を結成して、協力して歩んでまいりました。150人の職員の消防体制、当初は6人でスタートしたというふうに記されています。消防力の強化、経費の節減、資機材の充実、人材の養成、今回いただきました28年刊行の消防年報を見るまでもなく、成長し、拡充してきた、その実績の積み重ねがよくわかります。45年にわたる先人たちのご苦勞、ご尽力に改めて感謝を申し上げ、さらにこの吉川松伏消防組合がもう一歩前に進むことができるように、そういう思いで質問をいたします。

通告に従い、以下質問をしてまいります。吉川と松伏の協力あるいは消防と水防との関係、このあたりを中心にまず伺ってまいります。先月、6月25日に松伏町のエローラ、中央公民館で防災シンポジウム in 松伏が開催をされました。松伏町が自治総合センターから270万円の助成を受けて、事実上開いたというふうに聞いております。総務省、国土交通省、埼玉県、そして松伏町あるいは松伏町水防団が後援に名を連ねております。当日、300人以上の人たちが集まって、中身も相当濃いものがあつたと仄聞をしております。

質問であります。この防災シンポジウム開催の経緯、当日の内容、成果、そしてこの内容については今後どういう活用や公表がされていくのかということにも言及をしていただければと思います。

この防災シンポジウムは水防という視点でございますけれども、水防、消防、同じ組織のように思いまして、実は法律的に違う部分もございます。事務局等の扱いもやや曖昧かなという感じもしております。水防についての実態、消防とどう違うのかということ、事務局などを含めて事実上ご

説明いただきたい。

また、吉川では、去年9月の関東・東北豪雨でしたが、大水害で水防団が出動しておりますけれども、水防団の出動はこの1回だけだと聞いております。1回だとなかなか、指示や何か、具体的な活動状況、円滑に進むのかなと、そんなことも思ったりしております。作業内容や活動の基準などあればご説明をいただきたい。また、水防は特別な訓練も要るのかなと思いますけれども、それについても伺っておきます。

もう一つは、水防についての吉川と松伏の協力関係はいかがかということでございます。最初の防災シンポジウムも、吉川松伏消防組合ということではなくて、松伏町、松伏水防団という名前が提示されているわけですが、吉川と松伏の水防における協力関係はいかがであろうか、消防とどう違うのかなどの実情と課題についても伺っておきます。

なお、このシンポジウムに関連しては、できれば副管理者の松伏町長にもご答弁をしていただければありがたいと申し上げておきます。

続きまして、吉川と松伏との関係の一つとして、松伏町と吉川松伏医師会は災害協力協定を2月に結んだと報道されております。大災害時の支援協定でございます。大枠の協定であると、細部は今後結ぶというふうなことかなと思いますけれども、その目的、内容、そして、これはシンポジウムのように消防と水防を切り分けたような形ではないのだろうと思います。とすれば、吉川松伏消防組合の一方が結んで、一方が結んでいないということはいささか理解に苦しむ状況かなと、具体的に不都合はないかというようなこともあわせて伺っておきます。

水防ということで、一つの連想ではありますけれども、さきに関小学校の前を通っておりましたが、消防団、消防職員の方が数人来られて、プールの前で教職員を対象に、プール事故、これも広い意味で水防かなと思ったりもしたのですが、安全講習会を開いておりました。何やら見たこともないような器具をちょっと使ったりしておりましたし、改めてその実情と内容を伺うとともに、児童生徒あるいは市民団体などにこうした水防関係の講習や研修、訓練などは、消防とのかかわりがあれば実情を伺ってきたいということでもあります。

熱中症についても伺っておきます。高齢者が増えて、あるいはクーラーの生活になれている、また異常気象ということも重なって、熱中症が年々増えていると。暑い盛りだけでなく、もう既に5月で全国的には2,740人余が搬送されたというニュースも出ておりました。6月も暑い日が続きましたし、数日前も7月で35度を超えるような暑さだったように思います。熱中症による救急車の出動状況、全体の出動の状況は3,848件ですか、消防年報で明らかでありますけれども、熱中症という仕分けはないのであります。改めて具体的に伺っておきます。ここ数年の傾向、その症状と対応、そして今月は熱中症予防月間ということに定められているようであります。消防としては予防についてどういうふうな対応をされているか、留意点やキャンペーンなどについても伺っておきます。

水防ということで、吉川、松伏は河川に囲まれた地域でございます。環境や景観という意味ではとてもすばらしい立地でありますけれども、一方で大小の被害が川によってもたらされてきたことも事実であると思います。江戸川も中川も大場川も本格的な工事が行われていますけれども、とりわけ江戸川については、28年度中にもスーパー堤防が吉川の一角にできる、そこには防災の資機材倉庫などが配置をされる、いろいろな活用をしたいというようなことが前管理者の時代に明らかにされておりましたけれども、今どういう状況なのか、そしてどう活用するのかということも伺っておきます。

水防関係の話を終えて、熊本地震、4月に発生をいたしました。まだ余震が続いている状況でございます。この熊本地震の教訓、吉川松伏消防本部として注目したことは何なのか、どんな教訓を得て、何か改善措置は図られることになったのか、そうした点について伺っておきます。

また、熊本地震では、被害の想定がとても乏しかったということが、あるいはその程度がかなり大きかったというようなことで、いわゆる消防団の活動などに相当な制約があったと、自助、共助、公助と言われますけれども、いわゆる公助の部分はかなりおくれたと、実態として、そんなことが伝わっています。吉川で今、熊本クラスの地震あるいは大雨、どの程度消防団や水防団が出動できるのかなというふうに考えていまして、そうした点での質問であります。消防団も、日中は働いていらっしゃるサラリーマンが一番多いということでもあります。吉川を離れて勤務されている方も大勢いらっしゃると思います。日中、休日、夜間、それぞれの場合で違うと思いますけれども、どんなふうに消防団や水防団の出動を推定されて、対策を講じられることになるのか伺っておきます。

最後に、救命士暴行事件に関連して伺っておきます。この救命士暴行事件、しつこいなとかまたかと、そんな思いで受けとめていらっしゃる方もいらっしゃると思います。ただ、この事件につきましては、相当な時間が経過をしておりますけれども、本市においても、当日の現場での暴行した当事者と、示談の相手とは別の人物ではないか、つまり替え玉説が依然としてくすぶったままでございます。容易に消えない、長く隠蔽された事件でもございます。こういう問題は、黒か白か曖昧にしたままでは、消防組合の信頼とともに関係者の名誉も傷ついて、関係者は浮かばれないということになります。私も追跡取材を今まで重ねてまいりましたけれども、黑白をつけかねているのが実態でございます。

不思議なことでございますけれども、私の取材では、当日の暴行の当事者といわゆる示談の相手の双方に直接会った人は、消防にも警察にも関係者の中にも、私が知る限り一人も見当たりません。どちらか片方にしか接触をしていない、大変不思議であります。血縁者が替え玉になっているとの説を肯定する最終的な根拠はありませんが、覆す根拠も残念ながら見当たらないということでございます。

この事件は、公務執行妨害事件として、組織として被害届が警察に出されました。それが数日後、内々に警察から取り下げ、示談によって決着が図られています。その後、この事件は組織内で公表

されるようなことはなく、ずっと事実上隠蔽されてきました。警察からの後日の取り下げにつきましては、新しい吉川市長の誕生、管理者の登場によって、事件当時の管理者の職務命令、指示に基づくものである、そのことが明らかにされ、公表もされました。しかし、前管理者がなぜ違法とも言える職務命令を出したのか、その後なぜ隠蔽の工作が続いたのか、実情は定かではございません。このことを再度指摘をした上での質問であります。

私がこの消防議会で、暴行の人物と示談の相手は同一人物ですかと質問をしたことがございます。その際には、この議会の場で、間違いなく同一人物でありますと、そういう答弁がございました。今回の質問は、その理由と根拠を納得できるようにご説明をいただければということでございます。とりあえず、1回目の質問はここまででございます。よろしく願いをいたします。

○長谷川真也議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 警防課長の黒田でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。質問事項1点目、防災シンポジウム開催についてでございますが、当消防組合とは所管が異なりますが、松伏町から伺った内容につきましてご報告させていただきます。1番目のこのシンポジウム開催の経緯、当日の参加者、成果についてでございますが、平成28年6月25日、土曜日、午後1時30分から松伏町田園ホール・エローラにおきまして、防災シンポジウム実行委員会、一般財団法人自治総合センター主催、総務省、松伏町、埼玉県、松伏町水防団などの後援によりまして開催されたと聞いております。

昨年9月の台風18号に伴う豪雨により浸水被害が発生するなど、近年で最も大きな水害被害となりました際に、災害対応時の情報発信は、防災行政無線を初めホームページ、メール配信、ツイッター、広報車を活用しておりましたが、全ての町民に対しまして正確に伝えることの困難さを感じ、今後の災害活動の課題の一つとなったものでございます。町民の皆様が防災、減災対策に取り組む上で、情報を早く正確に知ること日ごろの備えと考え、NPO法人、学識経験者、報道、行政が一堂に会し、幅広い観点から討議を行うシンポジウムを開催する運びとなったものでございます。また、町民の皆様を含めた情報を受け取る側も、日ごろから防災意識を高めていくことも必要であるという内容でございました。

基調講演といたしまして、学識経験者及び気象キャスターにより講演を実施していただき、パネルディスカッションとして、気象キャスター、学識経験者、報道、行政によるディスカッションを行っております。当日の参加者につきましては、約330人で行っていただきました。

続きまして、質問事項2点目の水防団の実情についてお答えいたします。1番目の水防については、各自治体の長が指揮命令、その傘下に水防団が入ると理解してよいか、事務局はどこにございますが、水防団については、水防法に基づきまして、水防管理者であります市町村の長または水防事務組合の長の所管のもとに行動すると規定されておまして、吉川市長、松伏町長の指揮命令

によりまして、吉川市、松伏町の水防団は活動を行っております。

水防団の事務局につきましては、市、町の担当部局で行っております。実情につきましては、河川の水位状況などによりまして、吉川市及び松伏町の災害対策本部からの指示事項を消防組合より水防団に対して伝達するとともに、適時状況報告を行っております。

次に、2番目の吉川では水防団出動は去年1回だけ、当日の指示や活動状況について何うとともに、作業内容や活動の基準などがあればご説明くださいでございますが、平成27年12月の議会におきましても答弁いたしました内容と重複いたしますが、ご説明させていただきます。平成27年9月9日から9月10日に発生いたしました関東・東北豪雨においての水防団の取り組みにつきましては、吉川市水防団、松伏町水防団ともに全分団が出動いたしております。

水防団の出動につきましては、構成市町と消防本部及び水防団長において連絡調整を図りまして、事前周知といたしまして、9月9日の16時の段階で全分団に対して、出動要請があった場合には即座に対応できるように連絡を実施しております。吉川市の例で申し上げますと、吉川市水害対策班より吉川市水防団長へ午後6時40分に水防団自宅待機の要請がございまして、その後、吉川市水害対策班からの出動要請によりまして、消防本部を通じまして、水防団長命により午後10時02分に全分団へ出動要請を行っております。

水防団の活動状況につきましては、吉川市水防団では、管内のパトロールや冠水箇所での通行どめ対応、土のう積みなどの活動を実施いたしました。延べ141名が出動いたしまして、任務解除が翌10日の午前9時30分でございます。活動の基準につきましては、構成市町に確認したところ、明確な基準は設けてはいないとのことではありますが、中川、古利根川、江戸川にそれぞれ水防団が待機する目安の水位基準がございまして、活動につきましては、災害状況を考慮し、災害対策本部からの指示を受けまして、水防団長の命令により河川の堤防の巡視、災害情報の収集、被災者の避難誘導などの活動を行うこととなっております。

3番目の日ごろの水防訓練の内容についてもでございますが、江戸川水防事務組合主催によりまして江戸川水防演習を、水防団を中心に各自治会など参加のもと、毎年開催場所を持ち回りで、三郷市、春日部市、吉川市、松伏町の3市1町におきまして実施いたしております。訓練内容につきましては、五徳縫いや土のう積み、月の輪工法といった水防工法を中心とした訓練となっております。

4番目の水防についての吉川、松伏の協力関係はいかがか、消防とはどう違うのか、実情と課題について伺いたいでございますが、災害発生時に、水防団につきましては、構成市町に設置されました災害対策本部より出動下命があり、おのおのの地域に吉川市、松伏町におきまして災害対応を図るものでございます。消防組合は、構成市町に設置された災害対策本部と連携し、情報伝達を各水防団に行い、必要に応じて吉川市、松伏町の災害状況をそれぞれの災害対策本部への情報提供を行い、共有化を図っております。

続きまして、質問事項3点目の松伏町と医師会との災害協力協定についてお答えいたします。1

番目の松伏町と吉川松伏医師会は2月に災害時支援協定を結んでいる、その具体的内容についてでございますが、松伏町に確認をしたところ、松伏町地域防災計画に基づきまして、災害時における医療救護活動の必要性が生じた場合に、吉川松伏医師会に対しまして医療救護班の派遣要請をするものとなっております。医療救護班の主な業務といたしましては、傷病者に対するトリアージの実施やトリアージポストにおける医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定などがございます。

2番目の消防と水防の関係についてでございますが、松伏町地域防災計画に基づいた災害時における医療救護活動に関する協定書となっておりますので、地震や水害などによる全ての災害に対応できる協定内容と伺っております。

3番目の吉川はおくれているが、不都合はないかにつきましては、災害時応援協定の締結につきましては、吉川松伏医師会などと協議を行い、体制整備を図ることとなっておりますが、現在のところ協議に至っていない状況であると吉川市より聞いております。消防組合といたしましては、吉川市地域防災計画に基づき災害活動を行ってまいりますので、消防組合として災害活動上の不都合はないものと認識しております。

続きまして、質問事項4点目のプールの安全講習会につきましてご説明させていただきます。1番目の水のシーズン前に消防職員が出向いて各学校で教職員対象のプールの安全講習会が開かれている、その実情と内容につきまして、消防組合では、吉川市、松伏町の小中学校でプールの授業が開始される前に、学校側からの訓練依頼の申請に基づき、教職員を対象といたしまして、心肺蘇生法やAEDの使用方法などの救急指導を行っております。平成27年度における各学校の教職員を対象とした救急指導の実施回数につきましては15回で、総人数約480名の救急指導を行っております。

2番目の児童生徒やその他の市民団体などの水防関係の講習会についての実情についてでございますが、児童生徒や市民団体を対象といたしました水防関係の講習会につきましては行ってはおりませんが、吉川松伏少年消防クラブの活動の一つとして、平成24年発足時から年に1回、着衣泳の指導を行っております。平成27年度では、吉川市立北谷小学校で、実際にプールの中に入り、衣服を着た状態での泳ぎ方などを指導しております。なお、吉川松伏少年消防クラブ員につきましては、吉川市、松伏町の各小学校5、6年生をクラブ員とし、平成28年7月1日現在で11名、中学1年生から18歳までを準指導員とし、12名が登録されております。

続きまして、質問事項5点目の熱中症について、全国集計では5月に2,740人余りが搬送、吉川では6月に30度を超える日が続いたがについてご説明させていただきます。1番目の救急車の出動の実情につきましては、平成28年6月26日現在の熱中症及び熱中症疑いによる出動件数が吉川松伏消防組合管内で7件ございました。年齢別、程度別に分けますと、成人と呼ばれる年齢区分で3件、程度別で軽症が2件、重症が1件、高齢者と呼ばれる年齢区分では4件、程度別で軽症が3件、中等症が1件ございました。

2番目のここ数年の傾向につきましてご説明させていただきます。平成27年中の全国、埼玉県、

吉川松伏消防組合におきます夏季の熱中症による搬送人数を見ますと、全国で5万5,853名の救急搬送がございました。この中で、高齢者が2万8,016名と約50%の割合を占めております。埼玉県では3,907名の救急搬送がございまして、高齢者が1,927名で約49%、吉川松伏消防組合では34名の救急搬送中、高齢者が18名、約53%の救急搬送がございました。平成26年中につきましても、全国で4万48名中、高齢者が1万8,468名で約46%、埼玉県で2,993名中、高齢者が1,325名で約44%、吉川松伏消防組合で50名中、高齢者が28名で約56%の搬送状況となっております。熱中症における救急搬送につきましては、全体的に高齢者の搬送が半数を占めており、高齢者では暑さや喉の渇きなどを自覚しにくいなど変化に気づきにくいので、原因の一つであると考えられます。

3番目の症状と対応はにつきましてご説明させていただきます。熱中症とは、室温や気温が高い中で体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、初期の症状では、目まい、立ちくらみなどの症状があらわれ、意識障害、運動障害など重症度が増していきます。救急車内での処置といたしましては、車内をエアコンで十分に冷やし、衣服を緩め、保冷剤にてわきの下、太もものつけ根などの冷却を行います。また、平成26年4月1日より救急救命士の行う救命処置が追加となり、心肺停止前の重症傷病者への静脈路確保及び輸液投与が可能となりました。その中には、高度脱水による輸液の投与が可能であり、平成27年中では、熱中症による高度脱水の傷病者として2件、救命処置を行っております。

4番目の予防について、留意点やキャンペーンなどにつきましてはご説明させていただきます。啓発活動といたしまして、ホームページや消防訓練、救急指導時に熱中症への予防として、小まめな水分、塩分の補給やメディアなどの熱中症情報に注意し、過度な活動を避けるよう啓発活動を行っております。また、体温調節機能が低下している高齢者や屋外で活動されている方、情報をすぐに入手できない方などへ迅速に周知する必要があるため、気温35度以上の猛暑時に防災行政無線を活用し、注意喚起を行っております。

続きまして、質問事項6点目、河川改修の進捗のうち、進捗をどう認識しているかについてお答えいたします。吉川市の担当部局に確認したところ、吉川市内の江戸川につきましては、工事が約5割完了しております。また、中川につきましても、須賀地区における堤防工事はおおむね完了している状況と聞いております。次に、大場川についてでございますが、三郷市境から吉川市内に約2キロメートルの区間で大場川の拡幅や護岸整備が計画されており、地元説明会を実施したと聞いております。このようなことから、河川工事が進むことにより安全度が向上していくものと認識しております。

次に、警戒している場所についてでございますが、現在埼玉県による吉川橋のかけかえ工事を実施している箇所が堤防が連続していない状況でありますので、消防組合といたしましても注視してまいります。

続きまして、質問事項7点目のスーパー堤防の活用でございますが、吉川市の担当部局に確認し

た内容につきましてご説明させていただきます。1番目の江戸川のスーパー堤防は平成28年度中の完成のスケジュールと聞いていたが、現状と見通し、掌握していればご紹介を、防災の資機材置場など消防や水防での活用計画について伺いたいのですが、江戸川の防災ステーションにつきましては、現在用地買収率は約9割で、用地買収が完了していないことから、時期といたしましては未定と聞いております。

防災ステーションの活用につきましては、水防活動を行う上で必要な土砂や緊急用資材などを事前に準備していくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離発着などを行う場所となります。また、通常時は地域の人々のレクリエーションスペースとして、災害時には緊急復旧などを迅速に行うための活動拠点として水防センターを設置する計画と聞いております。

続きまして、質問事項8点目、熊本地震の教訓についてお答えいたします。1番目の消防本部として注目したこと、教訓を伺いたいのですが、吉川市におきまして、担当部局によります平成28年熊本地震における調査活動報告が行われ、情報共有を図ったものでございます。前震、本震を含めました震度6弱以上の地震が4月16日まで7回発生しており、6月14日までの最大震度別発生回数が合計1,736回という、新潟中越地震を超える回数に注目いたしました。また、6月15日まで、死者及び行方不明者数70人や重軽傷者数1,736人、建物の被害状況といたしまして、全壊、半壊、一部破損14万2,592棟ございました。

教訓といたしましては、前震、本震、余震という段階的に発生した今回の地震につきましては、前震により影響を受けた建物が本震によりまして倒壊した場合が見受けられ、改めて災害時に対する対応の困難さや危険性を認識したものでございます。消防組合といたしましては、構成市町の地域防災計画をもとにいたしまして、当消防組合の消防計画の見直しを行うとともに、災害時に必要不可欠な自助、共助、公助の部分を、消防訓練や防災訓練などを通じまして、より具体性や実効性を持って今後も取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の吉川、松伏では地震や大雨のときに消防団や水防団はどの程度出動できると考えているか、日中、休日、夜間、それぞれの場合についての推定数とその理由でございまして、熊本地震における消防団の主な活動によりますと、震災直後の活動といたしまして、消火活動、倒壊家屋からの救助活動、速やかな安否確認、避難誘導が行われております。その後の活動といたしまして、避難所運営の支援、被災地域での巡回、警戒活動など幅広い活動が実施されておりました。

7月1日現在で、吉川市消防団の団員数は306名、うち吉川市在住が306名となっており、松伏町消防団につきましては、105名の団員がおりまして、うち松伏町在住が98名となっております。松伏町消防団のほか7名につきましては、近隣在住となっております。全団員の招集につきましては、当消防組合の消防計画におきまして、震度5弱以上の地震を覚知したとき、または地震により被害が甚大で、分団の増強が必要と警防本部長が認めたときとされております。休日、夜間の消防団員の推定数に関しましては、災害状況などにより、発災直後には招集される団員の不足も考えられま

すが、時間の経過に伴い、招集されていくものと考えております。日中につきましては、吉川市消防団では306名中150名が吉川市以外で勤務しております。松伏町消防団につきましても、105名中47名が松伏町以外での勤務となっております。吉川市消防団では約49%、松伏町では約45%が吉川市、松伏町以外の勤務となっている状況でございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 鈴木克巳吉川消防署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 吉川消防署長の鈴木でございます。伊藤議員のご質問にお答えいたします。

9点目の救命士暴行事件の関連についてでございますが、平成27年7月議会におきまして、警察署において確実な方法により確認しましたので、間違いなく同一人物であると私が答弁いたしました。私は暴行を受けた現場には出動はしておりませんが、2回目に吉川警察署に赴いたときに、警察官から複数枚の人物写真を見せられ、その中に加害者の写真があることを出動した隊員それぞれが確認しており、その場に私も同席をしておりました。その後、加害者が消防本部を訪れ、私が被害者からの委任を受け、写真で確認した同一人物から直接謝罪があり、示談を取り交わしたものでございますことから、一切間違いがないものでございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありますか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 再質問いたします。

1つは、防災シンポジウム松伏シンポジウムのテーマは、防災情報をいかにわかりやすく伝えるかということがテーマだったというふうに伺っております。会田重雄町長もパネラーとして参加をされているというふうに受けとめておきまして、この防災シンポジウムに関連して、まず、会田副管理者から一言コメントをいただきたい。

あわせて、医師会との災害時支援協定を結ばれた経過、その内容、そして町長の思いというものをコメントしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。町長ではなくて、失礼、副管理者をお願いいたします。

○長谷川真也議長 会田重雄副管理者。

○会田重雄副管理者 私に向けられた質問ではありますが、私は吉川松伏消防組合の副管理者として参加とかかわったわけではございませんので、ここでは答弁することができません。

○長谷川真也議長 ただいまの質問に対し、再質問はありますか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 だから、消防と水防の組合、消防組合ではない、消防と水防の関係あるいは消防団と水防団との関係、切っても切れない関係でありながら、上位法といいますか、法律あるいはシステムに違いがあります。この違いがなかなか一般的には見えにくい、そしてその違いによっ

てどういうプラスがあって、どういうマイナスといいますか、問題点があるのかということもあるのだと思います。防災の専門家の中にも、消防と水防との関係を整理しないとなかなか運用面も円滑に行かない、そういう問題も生まれてくるのではないかというような指摘もございます。

余り答弁になじまないとかしたくないとか、あるいは適切ではないというご判断の中で私が強要するようなことはいたしませんけれども、今回取り上げたこと自体も、そういう、消防と水防というものをやっぱり対として考える、そういうことをしっかりやらないと、何かちぐはぐしますよと。確かに水防は、吉川の場合1回だけ、関東・東北豪雨の際に、あとは水防事務組合、4つの自治体の、そういうものが持ち回りで1回行われていると、これで本当に水防団活動ができるのだろうか。そうではなくて、日常の消防団の業務の中に水防的なトレーニングも兼ねて行われているのかなと、そういうふうにも見ておりますけれども。同時に、やっぱりきちっと整理をして対応しておかないと、大地震のときも、こんなはずではなかったというようなことが次々に報告をされておりますが、洪水、大水害のときは、全く経験が日常ないわけでありまして、大混乱が必至だろうと思います。そこら辺の問題提起でありまして、ぜひいざというときにより機能的に動いて安全に貢献していただける、そういうことをぜひ考え、一歩前進させていただきたい、そのことを切に要望しておきます。

吉川松伏医師会、医療の応急、防災のときの医療の応急対応、救急対応、そういうことをおもんぱかって、松伏町としては医師会と協定を結ばれた。医師会の問題も、いろんな災害の中で、医療との連携あるいは医療機関同士の情報交換や連携と協力、もう一点、防災訓練の実践的な、効果的な訓練ということとあわせて、防災計画の見直しのテーマにもなっているようであります。医療との関係、いろんな地域事情はありますけれども、疎遠であるはずはありませんし、いざというとき、やはりお世話になる、そういうことも間違いがないだろうと思います。そのように考え、これも余りここで詰めてやることも思っておりません。松伏は先行し、吉川が今実態としてはおくられているということだと思いますけれども、防災と医療、そして全国的には医療機関との関係ということが問題点として提起をされているという事実も踏まえて、ぜひ市民、町民のための一番いい方法を、前に進めていただきたいと、そういう問題提起でございます。何かあれば、後ででも、当局でも結構ですので、ご答弁いただければと思いますが、なければ別の質問に入ります。

最後に質問しました救命士暴行事件に関連して、警察で2回、事情聴取、捜査のための事情聴取を受けたと。その際に、幾つかの写真を警察のほうで提示をして、この中に当事者がいますかと、その結果、警察に赴いた当日の現場対応の職員が写真の中からこの人だと指を指したと、それで事実ですということでございます。これをもって確実だといえば、一見、私もそういうふうには最初は受けとめたのですけれども、だけれども、写真の中には、当事者と並んでいただけではなくて、もしすりかわっている余地があるとすれば、写真の中に、2つの似た写真があって、どちらかということであれば確定が済んだわけですが、警察も、ではその写真の1枚を、あるいはその他の

写真の中の1枚はどうやって割り出すのか。捜査が続いていて、警察が確定したなら別ですけども、捜査の途中で警察は、ではこれは確定をしたのかと。少なくとも当日の、確定だというお話があったけれども、当日の現場で暴行を働いた人間はこの人ですよと、その写真を示したことによって確定をしたのか。私は、確定をする前に取り下げが行われたとすれば、これは確定のしようがないなど。

もし確定をしていることであれば、警察に改めて照会をしたいと思っておりますが、別の情報として、要するに、最初は吉川の議員さんに似ているというような情報が入ったと、指令室に。そして、パソコン上で議員の写真も確認をして、ほぼそうではないかということで市長にも連絡が行ったというふうに認識をしておりますけれども、そういう点からいうと、必ずしもよく似た写りではないということも言われておりまして、いささか絶対だということには今のお話の中ではならないなと思っておりますけれども。

もう一言、鈴木署長は確定だと思ったということはわかりますけれども、警察がこうだというふうに特定をしたのか、そういうことをもし答弁できれば伺っておきたいということでもあります。

○長谷川真也議長 ただいまの再質問に対しまして、答弁を求めます。

鈴木克巳吉川消防署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 伊藤議員の再質問にお答えします。

警察におきましては、複数枚の写真を見まして、その中に当事者が1名いたということで、その他につきましては全く面識のないものでございました。これは推測になりますけれども、警察も当日の救急の現場に出動しておりますので、警察官も目撃をされていることは確かでございます。その辺の状況も踏まえまして、警察が事前に写真を用意したものかと推測をいたします。

それから、補足になりますけれども、119番通報の録音内容と、それから現場で、除細動器から録音した現場の声を私も確認しておりますが、示談を交わした相手側と、間違いないと私は確信しております。

以上です。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありますか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 鈴木署長の答弁としては理解をいたしました。必ずしも声紋調査をやったわけでもないし、またそういうところが、2つ録音されたものがあるということも聞きまして、情報公開条例に基づいて開示請求もしたのですけれども、お断りになった。改めて、ちょっとやってみたいと思います。こういうことは曖昧にしないで、黒白はっきりして、すっきりとした形にすることが一番だと思います。警察にも改めて問い合わせをしてみたいと、警察にも1回、情報公開条例に基づいて請求はしているのですけれども、捜査上の問題であるという理由で拒否をされたということもございました。それはそれとして、消防の見解、当事者のことを改めてしっかり受けとめて

おきます。

せっかく、あと数分残っておりますので、一言。プールで、私はおっと思ったのだけれども、ちょっとしたアレルギーですか、何か棒みたいなものを持ってどんとこういうことをやるのだみたいな、トレーニングといいますか、研修があったのですけれども、これはどういう内容で、どんなことを想定されているのかなと、最後に一言伺いたい。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対し、黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほどご質問がありました、症状によります使った機材といたしまして、アレルギー疾患、そういったものに対しまして、エピペンというものでございます。こちらのほうを使いますと、早急にエピペンを使用しますと改善する可能性がございますので、そういったアレルギー疾患を持っているお子さんだとかがおりましたら、持参されている方もいらっしゃるし、また学校におきましても教職員が速やかに行うこともできますし、それでも不可能であれば、救急隊が行きまして、エピペンを速やかに行うということも可能となっております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○長谷川真也議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎第11号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第8、第11号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 初めに、第11号議案 監査委員の選任についてご説明をいたします。

本案につきましては、識見を有する者のうちから選任されております監査委員の小島伊紀氏が平成28年7月31日をもって任期満了となり、再度選任することについて同意を求めるものでございます。

小島伊紀氏につきましては、人格高潔、また行政運営に関し高い識見をお持ちの方でございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第11号議案 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎第12号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第9、第12号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第12号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、平成10年から松伏署に配備しております資機材搬送車を平成29年度中に更新し、運用させていただくため、更新整備期間等を踏まえ、債務負担行為を追加するものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○長谷川真也議長 次に、酒井誠消防長。

○酒井 誠消防長 第12号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページをお開き願います。第1表、債務負担行為補正でございますが、1件の追加項目がございます。管理者から説明がありましたとおり、松伏消防署に配備し、主に水

難救助用資機材を積載しております資機材搬送車は、導入から18年が経過しております。また、昭和61年配備の水難救助用ボート及び平成13年配備の船外機につきましても、経年による本体性能の劣化や修繕箇所が顕在化されており、部品調達などの運用面、維持費、一括調達によるスケールメリットなどを総合的に勘案し、災害対応に万全を期するよう、あわせて平成29年度中に更新し、運用させていただくため債務負担行為を追加するものでございます。

なお、2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックの影響によりまして、現在トラックの需要が高まり、特に特殊車両艤装に相当の期間を要することが確認されたため、本時期にて債務負担行為を設定する必要が生じたことから追加するものでございます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、質問をいたします。

資機材搬送車両整備事業、債務負担行為補正で1,380万円という金額が提示をされております。これはいわゆる車両更新計画に基づくものと承知をしておりますが、新しく更新される車両は、その内容、これまでと比べて少しレベルアップするのだと思いますけれども、具体的に説明を伺いたい。また、どんなときに活用されることになるのか。あわせて、ちょっと書いていませんけれども、つまり、消防士であれば誰でも運転ができるのか、操作ができるのか、そこら辺についても一言あわせて触れて説明をいただきたいと思います。

さきの3月議会の質疑の中で、車両更新計画とともに、28年度、資機材搬送車1台、普通ポンプ自動車1台の整備を図るということと同時に、車両更新に伴い、各種災害に対応できるよう、また負傷者が多数発生した災害を想定した集団救急救助訓練の実施をして、多様化する災害に対応できる消防力を強化していくというような答弁でございました。新しい資機材と集団救急救助訓練との関係、またその内容について具体的に教えていただければということであります。

関連して、先ほどの一般質問での質問もいたしましたけれども、資機材ということに限って言えば、今度の地震などを教訓にして、当初の計画を変更するとか新たなものを整備するとか、そういうことが検討されているのかどうか、あわせて伺っておきます。

○長谷川真也議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。

資機材搬送車整備事業についてご説明させていただきます。1番目のその内容についてでございますが、今回整備いたします資機材搬送車は、導入後18年が経過し、車両本体及び資機材の老朽化に伴い更新整備するものでございます。特徴といたしましては、救助ボートを積載する車両であることから、主に水難事故に対応した車両となっております。また、資機材の更新につきましては、

現行のボートは運用から30年、船外機につきましては15年が経過しており、経年による劣化が見られるほか、故障時に対応する業者が存在しないため、更新整備をするものでございます。

続きまして、レベルアップについてでございますが、水難事故にはより迅速な活動が求められることから、パワーゲートを用いてかご台車を使用することにより、迅速な資機材搬送を可能とした構造といたしました。また、河川敷の走行や悪路の走行に強い4輪駆動の車両といたしました。

続きまして、具体的活用についてでございますが、主に水難事故に対応する車両でございますので、車両積載の救助ボートを活用し、水難救助活動を行います。

2番目の大災害を想定しての訓練、具体的なプランについてご説明させていただきます。今回の補正予算で計上しております資機材搬送車整備事業につきましては、主に水難事故対応車両でございます。水難事故発生件数を見ますと、平成27年は6件、平成28年は7月1日現在におきまして3件でございます。より迅速な対応を行うため、江戸川や中川など河川を使用した水難対応事故訓練を行っている状況でございます。

集団救急災害訓練やNBC災害訓練などの大規模な災害を想定した訓練につきましては、現在運用中の特殊災害対応資機材を積載した車両などを活用し、実施しているところでございます。具体的に行った訓練といたしましては、今年度4月にJR、警察、消防の3機関によりますNBC災害合同訓練を実施いたしました。平成28年度3月に更新整備される予定の特殊災害対応を目的とした資機材搬送車につきましても、より効果的な災害対応訓練を行い、より迅速な災害対応を図りたいと考えております。具体的な訓練内容につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

3番目の熊本地震などで機材整備の更新や整備の変更はあり得るのかについてご説明させていただきます。消防車両につきましては、平成26年度から平成30年度までの5カ年計画に基づき更新しているところでございます。更新の時期につきましては、構成市町とも協議し、新たな整備計画を策定してまいりたいと考えております。また、資機材の整備につきましては、近年の災害状況などを鑑みまして検討していきたいと考えております。

なお、資機材搬送車の運転につきましては、中型免許以上で可能となっております。

以上でございます。

○長谷川真也議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論なしと認めます。

これより第12号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員です。

よって、第12号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○長谷川真也議長 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

閉会 午前11時07分